



2025年8月7日

各位

会社名 株式会社SUBARU
代表者名 代表取締役社長 大崎 篤
(コード番号: 7270 東証プライム)
問合せ先 IR部長 宮本 正恭
(TEL 03-6447-8825)

自己株式取得に係る事項の決定および自己株式の消却に関するお知らせ
(会社法第165条第2項の規定による定款の定めに基づく自己株式の取得および
会社法第178条の規定に基づく自己株式の消却)

当社は、2025年8月7日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式取得に係る事項を決議するとともに、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを下記の通り決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 自己株式の取得および消却を行う理由

当社は、株主還元の基本は配当と位置づけ、累進的な配当を目指しDOE（親会社所有者帰属持分配当率）3.5%としています。また、還元水準の目安は、総還元性向40%以上とし、配当額が総還元性向40%を下回る場合には、自己株式の取得を主として対応いたします。

2025年3月期通期決算の発表に際し、自己株式取得の実施判断を保留いたしましたが、日米関税交渉に一定程度の目途が立ったことから、改めて検討した結果、総還元性向40%に則り500億円（取得上限総額）の自己株式取得を行うことを決議いたしました。なお、取得した自己株式は全株消却を行います。

2. 取得に係る事項の内容

- | | |
|----------------|---|
| (1) 取得する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 取得する株式の総数 | 2,084万株を上限とする
(発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合2.8%） |
| (3) 株式の取得価額の総額 | 500億円を上限とする |
| (4) 取得する期間 | 2025年8月8日～2025年12月23日（予定） |
| (5) 取得する方法 | 東京証券取引所における市場買付
(自己株式取得に係る取引一任契約に基づく市場買付け) |

3. 消却の内容

- | | |
|---------------|----------------------------|
| (1) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (2) 消却する株式の総数 | 2,084万株（上記2.により取得した自己株式全数） |
| (3) 消却予定日 | 2026年1月20日 |

(ご参考)

2025年3月31日時点における自己株式の保有状況

発行済株式総数（自己株式を除く）	731,433,995株
自己株式数	1,623,478株

以上